

奥州市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月2日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二郎
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成28年10月18日から20日まで

本監査 平成28年10月21日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの（補助金）

団体名	補助金等名称	担当部課等
特定非営利活動法人 胆沢文化会館自主事業協会	地域の文化・芸術活動支援事業補助金	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
職業訓練法人 水沢職業訓練協会	胆江地域職業訓練センター運営補助金	商工観光部企業振興課

イ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
水沢地域交流館管理運営共同事業体	水沢地域交流館	協働まちづくり部 地域づくり推進課
特定非営利活動法人 天遊塾	衣川歴史ふれあい館	教育委員会事務局 歴史遺産課

(3) 監査事項

平成27年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助団体

ア 特定非営利活動法人 胆沢文化会館自主事業協会

補助金名称 地域の文化・芸術活動支援事業補助金

補助金の額 3,300,000円（補助対象事業費 8,259,160円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 職業訓練法人 水沢職業訓練協会

補助金名称 胆江地区職業訓練センター運営補助金

補助金の額 1,450,000円（補助対象事業費 2,904,000円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 水沢地域交流館管理運営共同事業体

施設の名称 水沢地域交流館

協定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理料 8,069,000円（平成27年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、水沢地域交流館条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 特定非営利活動法人 天遊塾

施設の名称 衣川歴史ふれあい館

協定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

指定管理料 3,874,000円（平成27年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市郷土資料館条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。